

「大阪市発達障がい者支援指針」について（概要）

1 目的

本市では、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した一貫した発達障がい者支援体制の構築を目指し、「発達障がい者支援室」を設置し、関係局の横断的連携を図るとともに、施策の充実を図ってきました。

保健・医療・福祉、教育、労働など各分野の支援者が、支援の指針とそれぞれの取組を共有し一層連携を進めることにより切れ目のない支援を目指すとともに、施策の課題と今後の展開について検討を進めるため、「大阪市発達障がい者支援指針」を策定しました。

2 内容

第1章 発達障がい者支援指針

発達障がいの特性、法制度及び本市施策の経過について説明するとともに、発達障がい者支援の基本方針、7つの取組の柱ごとの支援の指針を定めます。

〔基本方針〕

発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及  
乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した発達障がい者支援体制の構築

〔取組の柱〕

- (1) 早期発見から早期発達支援へ
- (2) 学齢期の支援の充実
- (3) 成人期の支援の充実
- (4) 家族に対する支援の充実
- (5) 地域の相談支援の充実
- (6) 支援の引継ぎのための取組
- (7) 市民への啓発

第2章 具体的な取組

発達障がい者支援の7つの取組の柱ごとに、施策の果たす役割と各施策の概要をとりまとめます。（右の体系図参照）

大阪市発達障がい者支援指針の体系

